

横断整理 ファイナルチェック

労働科目・社会保険科目の横断整理の最終確認を行います。これまでの連載記事(10月号～5月号)で取り扱ってこなかった内容を中心に基本事項を、図表等でまとめてあります。その後に練習問題を解くことで、知識の定着を図ってください。

社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)



テーマ1 目的条文（社会一般常識）

(1) 医療保険各法関係

国保法	この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって 社会保障 及び 国民保健の向上 に寄与することを目的とする。
介保法	この法律は、 <u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
高確法	この法律は、 <u>国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
船保法	この法律は、 <u>船員又はその被扶養者の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付と併せて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</u>

ワンポイントアドバイス!

- ①「**社会保障**」という用語を、試験科目の目的条文で使うのは、**国民健康保険法**だけです。
社会保障の中の大きな柱である**社会保険**（医療保険・年金制度）制度として、健康保険法とともに「**国民皆保険制度**」を支えることを第一の目的としています。
- ②「**国民保健の向上**」という用語は、**国民健康保険法**と**高齢者医療確保法**の双方で使われているとともに、**介護保険法**では類似の用語として「国民の保健**医療**の向上」とされており、関連性があります。
- ③**介護保険法**で使われている「**国民の共同連帯の理念**」という用語は**高齢者医療確保法**でも使われていますが、これは、現役世代からの納付金を財源の一部にしているからです。国民年金法の目的条文でも使用されていることに留意してください。

国年法	国民年金制度は、 日本国憲法第25条第2項 に規定する 理念 に基き、 老齢、障害又は死亡 によって 国民生活の安定 がそこなわれることを 国民の共同連帯 によって防止し、もって 健全な国民生活の維持及び向上 に寄与することを目的とする。
-----	---

- ④**介護保険法**及び**高齢者医療確保法**で使われている「福祉の**増進**」という用語ですが、通常は社会保険科目は、**船員保険法**がそうであるように「福祉の**向上**」と使います。ただ、この**介護保険法**と**高齢者医療確保法**については、法律の公布が新しいということもあり、例外的に「福祉の**増進**」と使っています。

福祉の向上	厚生年金保険法、健康保険法、 船員保険法 、確定給付企業年金法、確定拠出年金法、社会保険労務士法
福祉の増進	労災保険法、雇用保険法、若者雇用促進法、労働者派遣法、高年齢者雇用安定法、育児介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、中小企業退職金共済法、 介護保険法、高齢者医療確保法

- ⑤船員保険法は、職務外の事由は健康保険法と類似の保険給付であり、職務上の事由又は通勤については労災保険法の上乗せ給付的な側面をもつため、健康保険法と労災保険法の目的条文の一部が合体したような構造になっています。

健保法	この法律は、 <u>労働者</u> 又はその被扶養者の <u>業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産</u> に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
労災法	労働者災害補償保険は、 <u>業務上の事由</u> 、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は <u>通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等</u> に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い～